

沼田市建設工事入札参加資格審査要領

1 趣旨

この要領は、沼田市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者の資格の審査（以下「資格審査」という。）及び格付基準等に関して必要な事項を定める。

2 工事種別の設定

競争入札に参加しようとする者の資格の工事種別は、法別表上欄に掲げる許可に係る建設工事の種類ごとに設けるものとする。

3 資格審査

- (1) 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格等（平成23年告示第35号。以下「必要な資格等」という。）の定めるところにより、資格審査を申請したものであるものについて、その者の入札参加を希望する工事種別ごとに審査を行い、競争入札参加資格の認定及び格付けを行うものとする。
- (2) 必要な資格等5に規定する定期申請に係る審査を定期審査とし、随時申請に係る審査を随時審査とする。

4 参加資格

競争入札に参加しようとする者に必要な資格は、必要な資格等1及び2(1)に定めるもののほか、次のいずれかに該当する者は競争入札に参加できない。

- (1) 法第3条第1項の規定による許可に係る申請者、申請者の役員、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第3条に規定する使用人及び法定代理人に加え、申請者が法人の場合、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者において、審査対象となる経営事項審査に係る審査基準日時点で、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び第6号に規定する暴力団及び暴力団員との関わりが認められる者。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てを行っている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てを行っている者で、これらの開始が決定されていないもの。

(3) 経営状況が著しく不健全であると認められる者。

5 資格審査基準日

資格審査は、原則として当該審査年度の1月1日（以下「審査基準日」という。）を基準として行う。ただし、随時申請の場合は申請月の1日を審査基準日とする。

6 市内業者

(1) 市内に本店（個人の場合は、法第3条第1項で規定する「営業所」）を有する者（以下「市内業者」という。）は、必要な資格4に規定する電子申請以外に、沼田市建設工事入札参加資格審査申請書（別記様式第1号）及び技術職員名簿（別記様式第2号）により必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(2) 資格審査申請書等の提出時期及び提出方法については、定期審査を行う時期に別途公告することとする。

7 資格の認定

市長は、沼田市請負業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の意見を徴し、申請者の資格の認定を行う。

8 認定の取消し

市長は、資格認定された者（以下「有資格業者」という。）が参加資格を欠くこととなった場合は、速やかに選定委員会の意見を徴し、その資格認定を取り消すことができる。ただし、4（2）に該当する者については、この限りでない。

9 資格の承継

有資格業者で営業の同一性を失うことなく組織変更を行った者又は有資格業者から営業譲渡を受けた者等は、その資格を承継することができる。

10 変更等の届出

有資格業者は、申請書の内容（資格の再審査に係る事項を除く。）に変更があったときは、法第11条に係る変更届等の提出をもってこれに代えることができる。

11 等級区分

工事種別のうち、次の表の左欄に掲げるものについては、同表の右欄に掲げる等級の区分を設けるものとする。

工事種別	等級の区分
土木一式工事	A B C D
建築一式工事	A B C
電気工事	A B C
管工事	A B C
舗装工事	A B C
その他の工事	A B C

12 等級の審査

有資格業者については、ぐんま電子入札共同システムの登録のある工事種別ごとに次に掲げる事項の審査を行うものとする。

(1) 客観的事項は法第27条の23に規定する経営事項審査結果を対象とする。

(2) 発注者別評価事項は次の各項目とする。

ア 工事成績（沼田市工事成績評定要綱による。）

イ 技術職員数

ウ 工事実績

エ 除雪等の協力

オ 防災協定

カ 市内雇用

キ 消防団活動への協力

ク 障害者雇用

ケ ISO9000シリーズの認証取得

コ ISO14000シリーズの認証取得

サ 入札参加資格停止措置の有無

(3) (2)については、市内業者について行う。

13 総合点数

総合点数は、客観的事項について算定した点数（以下「客観点数」という。）に、発注者別評価事項について算定した点数（以下「発注者別評価点数」という。）を加えて算定するものとする。ただし、発注者別評価点の付与を受けていない有資格業者については、客観点数をもって当該者の総合点数とする。

14 客観点数

客観点数は、入札参加希望工種ごとに法第27条の29に規定する総合評定値とする。

15 発注者別評価点数

発注者別評価点数は、次の各項目により算定した点数の合計とする。

(1) 工事成績

審査基準日の前年度以前3年間において、当該申請者の施工した沼田市発注の建設工事のうち、競争入札参加申請を行った工種について、工事成績評定点の平均点（小数第2位を四捨五入したもの。）に応じて次表のとおり算定し加点する。

工事成績評定点の平均点	点数
80点以上	40点
65点以上 80点未満	$(\text{平均点} - 65) \times 40 \div 15$ により算出した点数（小数点以下第1位四捨五入）
65点未満	-10点
評定の実績がない場合	0点

(2) 技術職員数

審査対象となる経営事項審査に係る総合評定通知書における、申請工種に係る技術者区分1級（法第15条第2号イに該当する技術者）の技術職員数に基づいて、次の算式により算出し加点する。

1級技術職員数×2点（ただし、10点を上限とする。）

(3) 工事实績

審査対象となる経営事項審査に係る総合評定通知書における、申請工種に係る元請完成工事高の完成工事高に占める割合に応じて次表のとおり算定し加点する。

元請完成工事高の完成工事高に占める割合	点数
50パーセント以上	10点
0パーセントを超え50パーセント未満	5点
0パーセント	0点

(4) 除雪等の協力

審査基準日において、沼田市と除雪等に関する契約を締結している者に対し20点を加点する。

(5) 災害協定の締結

審査基準日において、沼田市と災害協定を締結している者又は沼田市と災害協定を締結している団体に加盟する者に対し10点を加点する。

(6) 市内雇用

審査基準日において、総職員に対する沼田市に住民登録がある職員の割合に応じて次表のとおり算定し加点する。

総職員に対する沼田市に住民登録がある職員の割合	点数
100パーセント	10点
70パーセント以上 100パーセント未満	8点
50パーセント以上 70パーセント未満	5点
50パーセント未満	0点

(7) 消防団活動への協力

審査基準日において、沼田市消防団員台帳に登録されている事業主又は従業員（審査基準日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者に限る。）がある者に対し、該当者が1名の場合は5点、複数名の場合は10点を加点する。また、消防団協力事業所に認定された者に対し5点を加点する。

(8) 障害者雇用

審査基準日において、障害者の法定雇用義務がある事業者で法定雇用率を達成している者又は法定雇用義務がない事業者で1人以上の障害者を雇用しているものに対し10点を加点する。

(9) ISO9000シリーズの認証取得

審査基準日において、ISO9000シリーズの認証を取得している者に対し5点を加点する。

(10) ISO14000シリーズの認証取得

審査基準日において、ISO14000シリーズの認証を取得している者に対し5点を加点する。

(11) 指名停止措置期間の有無

審査基準日の直前2年間に、「沼田市の工事等請負契約に係る指名停止等の措置要領」による指名停止期間が有る場合は、その期間に応じて次表のとおり減点する。

なお、審査基準日の直前2年間に指名停止期間の一部が含まれる場合も同様とする。

入札参加資格停止措置期間	点数
3ヶ月未満	10点
3ヶ月以上 6ヶ月未満	20点
6ヶ月以上 12ヶ月未満	30点
12ヶ月以上	50点

16 等級別格付基準

有資格業者に対する等級別格付基準については、次表のとおりとする。

等級区分 工事種別	A	B	C	D
土木一式工事	850点以上	850点未満 700点以上	700点未満 550点以上	550点未満
建築一式工事	800点以上	800点未満 600点以上	600点未満	
電気工事	800点以上	800点未満 600点以上	600点未満	
管工事	750点以上	750点未満 550点以上	550点未満	
舗装工事	750点以上	750点未満 550点以上	550点未満	
その他の工事	750点以上	750点未満 550点以上	550点未満	

注 表中の数値は13に規定する総合点数。

17 格付け

市長は選定委員会の意見を徴し、有資格業者に対し、12の等級審査に基づき格付けを行う。

18 格付けの有効期間

(1) 定期審査における格付けの有効期間は、当該審査を実施した年度の翌年度の4月1日から2年間とする。ただし、市内業者は、当該審査を実施した年度の翌年度の4月1日から1年間とする。

(2) 定期審査の実施年度中に随時審査による格付けを行った場合の有効期間は、当該年度の3月31日までとし、定期審査を実施しない年度中に随時審査により格付けされた場合は、次の定期審査を実施する年度の3月31日までとする。ただし、市内業者においては、随時審査による格付けが4月1日から12月31日の間に行われた場合は、随時審査を行った年度の3月31日までとし、それ以外の期間に格付けされた場合は、随時審査を行った翌年度の3月31日までとする。

19 有資格業者名簿作成及び公表

市長が有資格業者の格付けを行ったときは、選定委員会の事務局である契約検査課は、直ちに競争入札参加資格登録簿を作成し、速やかに公表するものとする。

20 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年10月2日から施行する。

附 則

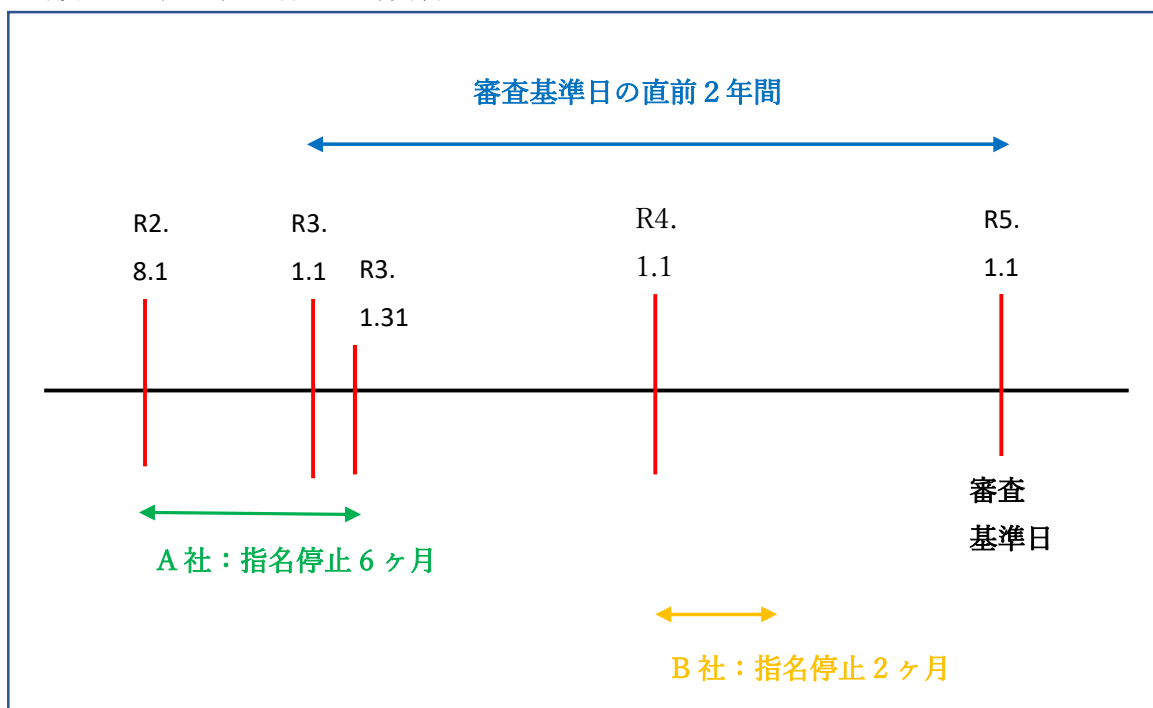
(施行期日)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

要領15(11)に規定する指名停止期間は、令和5年4月1日以降の指名停止措置から適用する。

要領15(11)に係る参考資料



算出例

審査基準日 令和5年1月1日

A社：令和2年8月1日から6ヶ月の指名停止（令和3年1月31日まで）

→30点減点

B社：令和4年1月1日から2ヶ月の指名停止（令和4年2月28日まで）

→10点減点